インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の 出席停止について

保護者各位

臼井幼稚園 令和5年7月12日改訂

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症(以下インフルエンザ等とする)は、学校・幼稚園などにおいて、流行する恐れのある感染症です。学校保健安全法施行規則第 19 条により、出席停止期間が決められています。インフルエンザ等と診断を受けた場合、十分療養し、回復してから登園するようにしてください。

また、登校する時にはいし医師のまた、登校にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症」における療養報告書に療養経過を記入し、幼稚園へ提出をお願いします。なお、出席停止期間は欠席とはなりません。

+ 11 6 11

- *別紙「出席停止期間の数え方」をご確認の上、出席停止期間中はご家庭で療養してください。
- * 登園を再開されても、症状が見られた場合は、再度受診をお願いする場合があります。

		モッド ラ	, .		
		療養報告書			
	インフルエ	ンザ・新型コロナウ	イルス感染	杂症	
クラス		_ 園り	見名		
「インフルエンザ <u>(A型</u> ところ、下記経過のとおり よって、 月	、出席停止其	 阴間の基準を全て流			
1 発症した日(発熱した	吉 目)	月	日		
2 解熱した日(平熱に原	戻った日)	月	日		
3 受診した医療機関名	:				
上記のとおり相違ありません	% .				
年	月	日			
		促 謹			

<インフルエンザ>

- <出席停止期間の基準>
- ☆発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで。

<療養期間>

	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
	発症									
パターン 1	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		療養期間(登園不可)					登園可 能			
パターン2	発症									
	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	3	登園 可能
			解熱	1	2	3	登園可 能			
パターン3	発症					解熱	1	2	3	登園 可能

- *発症した日を0日、解熱した日の翌日を1日目と数えます。
- *一度解熱した後も再度発熱することがあるので、登園までは毎日検温してください。
- * 発熱が続く、咳が長引くなどの場合は、再度医療機関を受診してください。
- *治癒後にご家族が罹患した場合、そのご家族が同じインフルエンザの型であれば登園できます。

<新型コロナウイルス感染症>

- <出席停止期間の基準>
- ☆発症した後5日を経過解熱し、かつ症状が軽快した後24時間以上を経過するまで。

<療養期間>

	水	木	金	土	日	月	火	水
パターン 1	発症							
	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		療養期	間(登園	登園不可) 解熱			登園可能	
パターン 2	発症				解熱 し、 症状が 軽快		登園可能	
パターン3	発症					解熱	症状 が 軽快	登園可能

- *治癒後にご家族が罹患した場合は登園可能です。
- *療養中の方の園やバス停へのお迎えはご遠慮ください。